

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷 加都子

1 監査の種類

令和3年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和3年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

- (1) 市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に交付された補助金等について、適正な会計事務が行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等について会計事務の状況を調査した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
環境先進都市推進部 環境政策課 環境クリーン推進課	令和3年 9月 8日から 令和3年11月11日まで	令和3年10月 7日 令和3年10月11日 令和3年10月12日
市民生活部 市民課 火葬場整備推進課 保険医療課 税務課		
教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 歴史文化財課 教育機関 (学校給食センター、 図書館、文化資料館、 みらい教育リサーチ センター)		
生涯学習部 人権啓発課 市民力推進課 文化国際課 生涯スポーツ課	令和3年10月15日から 令和3年12月20日まで	令和3年11月18日 令和3年11月19日 令和3年11月24日
総務部 総務課 自治防災課 契約検査課		
公平委員会事務局 監査委員事務局(固定 資産評価審査委員会 含む)		

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 環境先進都市推進部

以下の各課に係る令和3年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 環境クリーン推進課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 市民生活部

以下の各課に係る令和3年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 市民課

特に指摘する事項はなかった。

イ 火葬場整備推進課

改葬許可証明書について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあつた。

亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

エ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 教育部

以下の各課等に係る令和3年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

(ア) 学校施設使用料について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 学校施設使用料の減免について、減免を受けようとする理由が明示されていないものや減免割合が明示されていないものが見受けられた。

亀岡市立学校施設使用条例施行規則には、使用料の減免を受けようとするときは、学校施設使用許可申請書兼許可書及び実績報告書（以下、「使用許可書等」という。）に理由を明示しなければならないと定められている。また、教育長は、減免の申請があった場合において、これを審査し、適当と認めたときは、使用許可書等に減免を許可する旨及び減免割合を明示すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、記入もれや摩擦熱で消えるペンが使用されているなどの不備が見受けられた。

提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。

(エ) 学校施設使用料の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 学校教育課

学校施設使用料（若木の家）の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその

他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 社会教育課

特に指摘する事項はなかった。

エ 歴史文化財課

特に指摘する事項はなかった。

オ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

カ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

キ 文化資料館

特に指摘する事項はなかった。

ク みらい教育リサーチセンター

特に指摘する事項はなかった。

(4) 生涯学習部

以下の各課に係る令和3年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 人権啓発課

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民力推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 文化国際課

特に指摘する事項はなかった。

エ 生涯スポーツ課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 総務部

以下の各課に係る令和3年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

行政財産の使用に係る許可事務について、許可申請書に使用期間が記載されていないものがあった。

亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(6) 公平委員会事務局

令和3年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(7) 監査委員事務局

令和3年9月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が、環境先進都市推進部等における令和3年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

昨年度に引き続き、市職員が職務遂行の関係上、出納及び保管を担っている任意団体の現金等(以下、「準公金」という。)の取扱いについて監査を行ってきた。

監査では、不正や事故防止の観点から、特に現金、預金通帳及び銀行印の保管が適正に行われているか、所属長等が帳簿と預金残高の照合を行っているかなど、相互牽制が十分に機能しているかなどに着目し、現地での聴き取り調査を行

った。

監査の結果、本年度調査を行った各所属では、概ね適正に管理されていることが確認できた。しかしながら、昨年度の監査の中では、預金通帳と銀行印が一緒に保管されるなど、一部不適切な事案も見受けられた。

不正や紛失、盗難等の事故が発生した場合、たとえ団体における不祥事であっても、市への信用失墜は免れない。また、管理上の問題があれば市がその責任を問われることにもなる。

昨年度から重ねての要望になるが、預金通帳と銀行印は別々に保管し、所属長等が定期的に出納簿と預金残高の照合を行うなど、所属内での相互牽制が常に働く体制を十分に整えられたい。また、出納については、口座振込を原則とし、直接現金を取扱う機会を最小限に抑えられたい。

準公金の取扱いについては、公金のように、地方自治法や財務規則の適用がなく、各団体の事務局を所管する所属の考えによる取扱いがされているのが現状である。

人的リスクを低減し、問題の発生を未然に防止するためにも、公金に準じた全庁統一的な基準を作成されたい。